

八潮市運輸事業継続支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、原油価格の高騰による経費の増加を価格に転嫁することが困難な市内運輸事業者の事業継続を支援するため、八潮市運輸事業継続支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、次のいずれにも該当する運輸事業者とする。

- (1) 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号。第3号において「法」という。）第2条第2項に規定する一般貨物自動車運送事業又は同条第3項に規定する特定貨物自動車運送事業の許可を受けている事業者であること。
- (2) 令和7年3月31日時点において国土交通省関東運輸局埼玉運輸支局（次条第1項において「埼玉運輸支局」という。）に登録された市内営業所等に登録のある事業用車両（被牽引車を除く）を有している事業者であること。
- (3) 市内に本社又は法第4条第1項第2号の事業計画に定める営業所を置く法人又は個人事業主であること。
- (4) 令和7年4月1日時点で第1号に規定する事業を営んでおり、引き続き市内で当該事業を継続する意思があること。
- (5) 八潮市家庭系一般廃棄物等収集運搬事業者継続支援事業補助金の受給者ではないこと（予定を含む。）。
- (6) 政治団体又は宗教団体ではないこと。
- (7) 代表者、役員、従業員又は構成員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は反社会的勢力（以下この号において「暴力団等」という。）に属しておらず、かつ、暴力団等が経営に事実上参画していないこと。
- (8) 国又は法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に規定する公共法人でないこと。
- (9) その他誓約事項に同意すること。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、令和7年3月31日時点において埼玉運輸支局に登録された市内営業所等に登録のある事業用車両1台当たり1万円を乗じた額とし、100万円を限度とする。

2 補助金の交付は、営業所等ごとに1回限りとする。

(交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、令和7年8月31日までに、次に掲げる書類を書面により市長に提出しなければならない。

- (1) 八潮市運輸事業継続支援事業補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 八潮市運輸事業継続支援事業補助金交付請求書（様式第2号）
- (3) 八潮市運輸事業継続支援事業補助金対象車両一覧表（様式第3号）
- (4) 貨物運送事業の許可を証する書類の写し
- (5) 市内にある本店及び営業所等で保有し、埼玉運輸支局に登録されている事業用自動車の台数がわかる書類
- (6) 申請する事業用自動車の自動車検査証の写し
- (7) 振込先口座がわかる通帳等の写し
- (8) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、補助金の交付を決定したときは、八潮市運輸事業継続支援事業補助金交付決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

3 市長は、補助金を交付しないことを決定したときは、八潮市運輸事業継続支援事業補助金不交付決定通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第6条 補助金は、前条第1項の規定による交付の決定後、口座振替により交付するものとする。

(返還)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 提出書類の記載事項等に虚偽があるとき。

(2) 申請時に誓約した内容に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、当該補助金の交付を受けた者に対し、期限を定めてその返還を命ずることができる。

(検査及び報告)

第8条 市長は、補助金の交付事務の適正かつ円滑な実施を図るため、補助金の交付決定を受けた者又は補助金の交付を受けた者に対し、必要な報告を求め、又は立入検査を行うことができるものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、決裁のあった日から施行する。